

1 研修の目的

適切な介護サービスを提供するために必要な知識・技術を有する介護職員の養成をおこない、地域社会の高齢者介護福祉に貢献することを目的とする。

2 研修の名称

ジョブキタ就職塾 介護職員初任者研修コース

3 研修の要旨

事業所の所在地	研修形態	修業年限	研修期間	定員（人）	受講料(円)	コース	受講対象者
札幌市	通信/ 平日・昼間	8ヶ月	1ヶ月	20	46,000	就職	一般公募
札幌市	通信/ 平日・昼間	8ヶ月	1ヶ月	5	72,000	一般	公募なし

＊受講料内訳
就職コース 講習料/40,000円、テキスト代/6,000円 ※いずれも税込み
一般コース 講習料/66,000円、テキスト代/6,000円※いずれも税込み

4 受講手続

(1) 募集時期

開講日の2ヶ月前から募集を開始し、3日前に締め切る。
自社HP掲載、自社開催セミナー参加者・紹介登録者・メールマガジン登録者に案内告知。

(2) 受講料納入方法

開講式までにテキスト代と講習料を指定の口座へ全額支払うこと。(振込手数料は受講者負担)
指定期日までに全額入金がない場合は、受講を断る場合がある。

(3) 受講料返還方法

受講開始後に自己都合で研修を辞退する場合、受講料は一切返還しない。受講開始日平日の前日17:00まで解約申し出について
受講料を全額返還する。また、当社都合で研修中止の場合は受講料を全額返還する。

5 カリキュラム

「研修カリキュラム」別途

6 主要テキスト

介護職員初任者研修課程テキスト 第1巻～第3巻 (株式会社日本医療企画 発行)

7 修了認定

(1) 出欠の確認方法

講義・演習開始前に出席簿によりジョブキタ就職塾職員が確認する。実習時の出欠については、実習記録表の記載等により確認する
遅刻・欠席は所定の欠席届を提出すること

(2) 成績の評定方法

通信課題は9回に分けて添削指導を行い、各課題とも6割以上の正答率をもって合格とする。不合格となった場合は、所定の課題により、
基準を満たすまで添削指導を繰り返す。実技評価は、研修科目「9.こころとからだのしくみと生活支援技術」の中で、各項目ごとに
評価チェックリストを使用し、介護技術の習得度を講師が評価する。講師は合格レベルに達するまで指導を行う。

(3) 修了の認定方法

ア、研修科目の面接指導すべてに出席しなければならない。なお、欠席した場合は補講を受講しなければならない。

イ、通信課題は開講式当日に一式配布。提出期限までに提出し、全ての課題で60％以上の正答率を有すること。

ウ、介護技術は、研修科目「9.こころとからだのしくみと生活支援技術」の実技演習で合格レベルに達していること。

エ、全科目修了時の修了評価試験は各科目60％以上の正答率で「合格」とする。

筆記試験で不合格となった場合は、補講を行い再試験により再評価する。

オ、受講者の知識・技術等の習得が十分でないと認められた場合は補講を行い、到達目標に達するように努め、再評価する。

カ、受講者の知識・技術等の修得度（修了評価の結果等）、出席簿の状況（実習・補講含む）等について認定会議を開催し研修の終了を認定する

(4) 修了証明書

ア、修了が認定された者には、別紙 2 に定める修了証明書、携帯用修了証明書を交付する。

イ、研修修了者から紛失、氏名の変更等により再発行に係る所定の申請があった場合は、修了証明書、携帯用修了証明書を再発行する。

・再発行申請者は、12-1の規定による本人確認の上、本人のみにおこなう。

・再発行に係る手数料として、1 通につき 1,000 円(税別)を受講者負担とする。

8 補講の取扱い

受講者が研修及び実習を欠席した場合、本塾は補講を実施する。補講は、1開催に付き1日を上限とし、本塾が指定する日時に受講する。

補講を要する日が上限を超える場合、次回開催する研修において同一科目(項目)の補講を受けることとする。

尚、補講については**1日につき3,000円の補講料**を受講者が負担する。

9 退学規定

ア、受講者が退学しようとするときは退学届を提出することとする。

イ、受講者が当校の規定を守らない、又は次の行為があったときには退学を命ずることがある。

(1)法令違反、公序良俗に違反し、社会通念上、受講者として相応しくないとき

(2)学力劣等の理由で修了の見込みがないと認められるとき

(3)正当な理由なくして出席が常でなく、欠席、遅刻、又は早退が著しく多いとき

(4)施設の秩序や最適な受講環境を著しく乱したとき、又は乱す恐れがあるとき

(5)故意に施設の設備又は物品を防湿、毀損又は施設外に持ち出したとき

(6)性行不良で改善の見込みがないと認められるとき

(7)受講者・講師・当塾社員に対して就職の勧誘や商品の販売行為、つきまとう等の迷惑行為があったとき

★ その他

(1)本人確認 身分証明書の提示により本人確認。写しを保存。

(2)個人情報 受講者の個人情報については、本研修に関する連絡にのみ使用し他への流用は行わない。

(3)修業年限延長 受講者が病気や事故、災害等で所定の修業年限以内に研修修了が困難と認められた場合は1年6ヶ月まで延長可能とする。

(4)受講解除について 受講中に心身の健康上の理由で自力受講が困難な状況に陥った場合、受講契約解除の処置をとる場合があります。
また、妊娠中の方・受講中に妊娠された方においては、母性保護のため受講をお断りします。

＊附則 この学則は2025年 8 月1日より施行する。